

家畜伝染病の発生時等における
防疫対策への協力に関する
協定書

栃木県
社団法人栃木県建設業協会

家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県建設業協会（以下「乙」という。）とは、家畜伝染病が県内の家畜及び家きんに発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が行う防疫対策を迅速かつ的確に実施するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第21条第4項の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときに行う埋却その他必要な業務（以下「埋却等業務」という。）に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象となる家畜伝染病）

第1条 この協定の対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザその他法第21条第1項第1号及び第2号の家畜伝染病とする。

（連絡責任者）

第2条 本協定に基づく埋却等業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する地域を所管する農業振興事務所の長（以下「事務所長」という。）を、乙にあっては当該地域に係る支部の長（以下「支部長」という。）を連絡責任者とする。

（協力体制）

第3条 支部長は、協定締結後、埋却等業務の実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに事務所長に提出するものとする。

- 2 名簿には業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載するものとする。
- 3 支部長は、業務協力者の名簿の内容に変更が生じたとき又は事務所長が特に求めたときは、業務協力者の名簿を事務所長に提出するものとする。

（協力の要請及び受諾）

第4条 事務所長は、甲が、家畜伝染病の発生状況等から埋却等業務に対する乙の協力が必要であると認めたときは、支部長に対して当該業務に関する協力の要請を行うものとする。

- 2 支部長は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由がない限り事務所長の要請を受諾するものとする。
- 3 前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 支部長は、第4条の規定に基づき埋却等業務の要請を受諾したときは、業務協力者名簿から当該業務を遂行可能な者を事務所長に報告するものとする。事務所長は支部長の報告を参考に当該業務を遂行するに適した業者（以下「業務遂行者」という。）を選定する。

- 2 選定された業務遂行者は、事務所長の指示に従い、直ちに別に定める取扱要領に基づき埋却等業務を実施するものとする。
- 3 甲は、当該業務に要した経費を負担することとし、事務所長はできるだけ速やかに当該業務を実施する業務遂行者と契約書を取り交わすものとする。
- 4 業務遂行者は、業務の実施に当たり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

(報告)

第6条 業務遂行者は、埋却等業務を実施したときは、当該埋却等業務の完了後速やかに、支部長を経由して業務内容を記載した報告書を事務所長に提出するものとする。

(従事者の補償)

第7条 第5条の規定に基づき埋却等業務に従事したものが、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から1年間有効期間を延長し、以後この例によるものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月14日

甲　宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県

知事

福田富一



乙　宇都宮市築瀬町1958番地1

社団法人栃木県建設業協会

会長

渡邊重雄

